

令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木）午前 9 時から和木町役場議事堂において、第 6 回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10 名）

|       |         |     |
|-------|---------|-----|
| 1 番   | 三分一 淳   |     |
| 2 番   | 明 本 光 弘 |     |
| 3 番   | 津 島 宏 保 |     |
| 5 番   | 嘉 屋 富 公 |     |
| 6 番   | 上 田 丈 二 |     |
| 7 番   | 中 村 充 子 |     |
| 8 番   | 灰 岡 裕 美 |     |
| 9 番   | 小 林 秀 嘉 |     |
| 1 0 番 | 森 脇 明 美 | 副議長 |
| 1 1 番 | 兼 本 信 昌 | 議 長 |

○説明のため出席した者

|          |         |       |
|----------|---------|-------|
| 町 長      | 米 本 正 明 |       |
| 副 町 長    | 田 中 雅 彦 |       |
| 企画総務課長   | 渡 邊 良 平 |       |
| 税 務 課 長  | 坂 本 啓 三 |       |
| 住民サービス課長 | 上 村 克 司 |       |
| 都市建設課長   | 山 下 純 二 |       |
| 保健福祉課長   | 鳥 枝 靖   |       |
| 教 育 長    | 重 岡 良 典 | 教育委員会 |
| 事 務 局 長  | 松 井 敏 浩 | 〃     |

○会議に従事した職員

|         |       |
|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 吉 岡 司 |
| 書 記     | 田 尾 恵 |

|   |   |                                                                                                             |
|---|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開 | 会 | 9 時 00 分                                                                                                    |
| 議 | 長 | 開会前ですが、携帯電話お持ちの方は電源をオフにされるようお願いいたします。                                                                       |
| 議 | 長 | おはようございます。これより本日の会議を開きます。                                                                                   |
| 議 | 長 | 本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。                                                                                   |
| 議 | 長 | 日程第 1 議案第 49 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号）これを議題とします。<br>本案に対する討論を許します。討論はありませんか。<br><br>（「なし」の声あり。）           |
| 議 | 長 | 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。                                                                            |
| 議 | 長 | 議案第 49 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 7 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。                                           |
| 議 | 長 | 全員挙手。                                                                                                       |
| 議 | 長 | したがって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。                                                                               |
| 議 | 長 | 日程第 2 議案第 50 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）<br>これを議題とします。<br>本案に対する討論を許します。討論はありませんか。<br><br>（「なし」の声あり。） |

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第 5 0 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 0 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 3 議案第 5 1 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第 5 1 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 4 議案第 5 2 号 令和 6 年度和木町簡易水道事業

会計補正予算（第 2 号）

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第 5 2 号 令和 6 年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 5 議案第 5 3 号 和木町情報公開条例の一部を改正する条例

これを議題とします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し採決に入ります。

議 長 議案第 5 3 号 和木町情報公開条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 3 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 6 議案第 5 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
これを議題とします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第 5 4 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 4 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 7 議案第 5 5 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 8 号）  
これを議題とします。  
執行の説明を求めます。

議 長 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画 議案第 5 5 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 8  
総 務 課 長 号）についてご説明いたします。  
補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総

令和6年第6回(12月)定例会  
額にそれぞれ973万2千円を追加し、予算総額を45億6,969万1千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、山口県人事委員会勧告を受け、各費目の職員給与費、給料・手当・共済費の調整を行うものでございます。

それでは第1表 歳入歳出予算補正の2ページ、歳出からご説明いたします。

款1 10ページですが、議会費は議員の皆様の期末手当支給率の改正及び職員の給料表改正等に伴い、給料・手当・共済費を合計で43万9千円増額しております。

9～12ページ 款2 総務費の補正は、特別職及び一般職の職員の給与費、給料・手当・共済費を増額するものでございます。

11ページからの款3 民生費、269万4千円増額のところですが、一般会計に属する保健福祉課、及び和木こども園の職員給与費を増額、国民健康保険特別会計、及び介護保険特別会計の担当職員の給与費分としてそれぞれ、繰出金を増額しております。

13ページから 款7 土木費の増額は、都市建設課職員の給与費分及び公共下水道事業会計補助金を増額で計上しております。

14ページからの 款9 教育費では、人事委員会勧告に伴い、事務局費の職員給与費、教育長及び一般職の職員の給料費を増額したため、276万5千円の増額になっております。

戻りまして、1ページ歳入についてでございます。

7ページ～8ページの款13 分担金及び負担金は、人事委員会勧告に伴い増額となった担当職員の給与費分として、公共下水道事業会計から、下水道事業人件費等負担金を増額計上しております。

款19 繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により、財政調整基金繰入金を935万4千円増額しております。

なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は13億7,523万1千円となる見込みでございます。

以上で議案第 5 5 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第 5 5 号 令和 6 年度和木町一般会計補正予算（第 8 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙、もう一度お願いします。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 8 議案第 5 6 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）これを議題とします。  
執行の説明を求めます。

議 長 鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 議案第 5 6 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補

福 祉 課 長

正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は歳入、歳出予算の総額にそれぞれ 2 9 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 7 億 5 0 2 万 9 千円とするものでございます。

歳出からご説明いたします。

2 ページになります。

総務費 2 9 万 1 千円は、職員の給与改正に伴い 2 9 万 1 千円を増額するものです。

1 ページ歳入についてご説明いたします。

今の歳出の給与費の増額に伴い、繰入金を 2 9 万 1 千円増額するものでございます。

以上で、議案第 5 6 号の説明を終わります。

議

長

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議

長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

議

長

（「なし」の声あり。）

議

長

討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議

長

議案第 5 6 号 令和 6 年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議

長

全員挙手。

議

長

したがって、議案第 5 6 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 9 議案第 5 7 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）これを議題とします。  
執行の説明を求めます。

議 長 鳥枝保健福祉課長。

鳥 枝 保 健 福祉 課 長 議案第 5 7 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入、歳出それぞれ 7 7 万 8 千円を追加し、予算の総額を 5 億 5,332 万 6 千円とするものでございます。

歳出 2 ページからご説明いたします。

総務費 1 2 万 6 千円は、介護職員の給与改正に伴い、1 2 万 6 千円を増額するものです。地域支援事業費 6 5 万 2 千円は、地域包括職員の給与改正に伴い 6 5 万 2 千円を増額するものです。

歳入についてご説明いたします。1 ページです。

歳入 7 7 万 8 千円は、歳出の増額に伴い、繰入金を 7 7 万 8 千円増額するものです。

以上で、議案第 5 7 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありますか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決

に入ります。

議長 議案第 57 号 議案第 57 号 令和 6 年度和木町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第 10 議案第 58 号 令和 6 年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）  
これを議題とします。執行の説明を求めます。  
山下都市建設課長

山下都市建設課長 議案第 58 号 令和 6 年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

議案の 1 ページ目をご覧ください。

第 2 条におきまして、令和 6 年度和木町公共下水道事業会計予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出の予定額について補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、収入 第 1 款 事業収益を 37 万 8 千円増額して、2 億 2,611 万 1 千円とし、支出、第 1 款、事業費用を 37 万 8 千円増額して、2 億 2,627 万 9 千円とするものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の 1 ページをご覧ください。

概要の内訳といたしまして、まず支出からご説明いたします。

第 1 項、営業費用、目 15 総係費の 37 万 8 千円の増額ですが、下水道事業担当職員の給与でございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第 2 項、営業外収益、目 1 0 他会計補助金の 3 7 万 8 千円の増額ですが、先ほどの給与負担金の支出の増額に伴い、一般会計より補助金として受けるものでございます。

以上で、議案第 5 8 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第 5 8 号 令和 6 年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 5 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 1 1 議案第 5 9 号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

これを議題とします。執行の説明を求めます。

議 長 渡邊企画総務課長。

渡 邊 企 画  
総 務 課 長

議案第59号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等  
の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、令和6年度の山口県人事委員会勧告等に準じて提案  
させていただくものでございます。

本条例案は4つの条と附則で構成されており、第1条で和木  
町一般職の職員の給与に関する条例、第2条で和木町議会議員  
の議員報酬等に関する条例、第3条で町長等の給与に関する条  
例、第4条で和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条  
例、それぞれの一部改正を定めております。

第1条は、人事委員会勧告等に準じ、職員の6月と12月の  
期末手当及び勤勉手当を、一般職職員はそれぞれ0.025月分  
引き上げるとともに、別表の給料表を改めるものでございま  
す。なお給料表の引き上げ率は平均2.86%となっております。

第2条、第3条の改正は、一般職職員の期末手当及び勤勉手  
当が引き上げられることに伴い、議会議員の皆さま、町長、副  
町長、教育長の6月と12月の期末手当を、0.025月分引き  
上げるものでございます。

第4条は、人事委員会勧告等に準じ、一般職の任期付職員の  
給料表を改めるものでございます。

また、附則でこの条例は、公布の日から施行し、令和6年4  
月1日から適用することとしております。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

議 長

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長

質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論  
に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結し、採決に入ります。

議 長 議案第 59 号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第 59 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 12 発議第 1 号 和木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
これを議題とします。  
提出者の説明を求めます。  
津島宏保護員。

津 島 議 員 それでは、発議第 1 号 和木町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

令和 4 年 6 月 17 日に、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布されました。

その改正については、受刑者の再犯防止に向けて、個々の特性に応じた柔軟な処遇ができるよう、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するなどを内容とするものです。

これを受けて、和木町議会の個人情報の保護に関する条例に規定されている「懲役」という字句を「拘禁刑」に改めるとともに、所要の経過措置を定めるため、本条例案を提出するものであります。

本条例案の施行期日は、刑法の一部改正が施行される令和 7 年 6 月 1 日としております。

なお、発議第 1 号の賛成者として、森協議員、小林議員、灰岡議員、中村議員、上田議員、嘉屋議員、明本議員、三分一議員の賛成を得て提出しております。

以上、発議第 1 号の説明を終わります。

議 長 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議 長 討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議 長 発議第 1 号 和木町議会議員、失礼しました、和木町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、発議第 1 号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 13 行政視察研修報告について  
各委員長より行政視察研修についての報告を求めます。  
総務文教常任委員会委員長、上田丈二議員。

上 田 議 員 では、総務文教常任委員会視察研修報告をいたします。  
総務文教常任委員会は 10 月 17 日から 18 日の 2 日間、和木町よりバス移動により、総務

文教常任委員会 4 名、民生建設常任委員会 4 名計 8 名が、久米南町と美咲町を訪れ視察研修を行いました。

視察研修においては、民生建設常任委員会と行動いたしました。報告については、総務文教常任委員会での視察研修について報告をさせていただきます。

出発日の 10 月 17 日は、久米南町において視察を行いました。

久米南町は、人口 4,483 人、面積 78.6 km<sup>2</sup>と人口は和木町より少ないのですが、面積は和木町の 7 倍の面積を有した町で、岡山県の中央部よりやや東に位置しており、浄土宗の開祖、法然生誕の地としても知られている町です。

久米南町では、久米南町文化センターを視察致しました。

久米南町文化センターは、文化ホールと図書館の機能を持つ総合施設で、質の高い地域文化の創造や生涯教育の推進を目的として、地域の人々の豊かな文化的生活の進行と、健やかな地域社会の中心となることを目的として造られています。

施設は鉄筋の 3 階建てで、1 階が図書館、2 階がホール、3 階は照明・音響調整室となっており、内部は、図書館、ホールともに床、壁面、椅子、テーブル、内装品に木目を活かした木材を多用し、落ち着いた内装となっていました。

図書館は、目的別に本の閲覧でも一般書架、川柳、ティーンズ、絵本、雑誌、とコーナー別に分かれており、他にもパソコン、ビデオ、畳のコーナーなどや、鑑賞室としてお話会や映画の上映会など、いろいろなイベントに使える場所も設け、多様性にたけ、落ち着いた空間となっていました。

蔵書数も多く、近隣の市町から来訪する方が多く、岡山県でも利用者数がトップとのことでした。

ホールも床、壁面、舞台、客席すべてを木製にした落ち着いた内部となっており、ホールの他に楽屋・レッスン室を 4 部屋設けており、収容人数 400 名で、和木町文化会館より少し狭いんですけども、階段の勾配が緩く、客席の前後も広く、前席にはスロープがあり、障害のある方にとって優しい作りになっていました。

館内には 2 台のピアノがあり、3 0 0 0 万円のピアノが魅力で町外からの利用者が多くこられるそうです。

この他にも更衣室やシャワー室など、ゆったりと過ごせるラウンジ、ホワイエ、さらに 3 階には舞台観覧室、サイドスポット席など、利便性や多様性に富んだ施設となっており、絶えず町民の方が来られて利用されており、町民の憩いの場になっていると感じました。

和木町にも利便性、多様性を考慮した公営施設について考慮する必要性を感じました。

1 8 日は美咲町の町議会を視察いたしました。

美咲町は人口 1 万 3, 0 0 0 人、面積 2 3 2. 2 km<sup>2</sup>で、岡山県の中央部に位置する町で、棚田で有名な町でもあります。

人口減少率県内ワースト 1 位になったこともあり、消滅可能性自治体ともなっていました。2 0 2 4 年には該当から外れています。

美咲町議会は、人口減少と議員のなり手不足などから、持続可能な議会を創造することを目指し、様々な取り組みを実施をしている議会でした。

美咲町の議会の活動内容としては、

- ・ペーパーレス議会でタブレット端末を導入し、経費の削減と議会運営の効率化を図っている。
- ・美咲町業務持続計画の策定や災害対策会議を設置し、地震や風水害などの非常時における議会や議員の対応を定めている。
- ・美作大学実習生と研修し、地域の課題に取り組み政策提言  
また美作大学・短期大学と美咲町議会とで S D G s パートナシップ協定を結び、また学生たちに議会アンバサダーを委属し、若者の声を議会運営に反映させる狙いとしていました。
- ・担い手の育成として、美咲町の中学生が議員となり、町政への質問、提案を行う「子ども議会」を開催。
- ・住民と意見交換をする目的として出前議会の実施をしていました

- ・災害想定で町議会の総務文教常任委員会で岡山県初のオンラインでの会議を実施をしています。
- ・議員の成り手不足解消に向けた人材発掘、育成を目指し、議員アカデミー開催で町民の中より議員の育成を目指しておりました。

など、多くの議会活動を積極的に取り組んでいました。

また美咲町議会の議会だよりが、議会広報全国コンクールで過去 4 回入選しており、町議会のホームページや議会活動を、ユーチューブや美咲町議会公式インスタグラムを使い広報活動をしているなど、活動的積極的に行動に結び付けていました。

なにより衝撃を受けたのは、美咲町議会の出迎え時の議員の熱気と歓迎ぶりでした。

その情熱が議会での取り組みや活動の積極的な行動力や発想、若い方達と共に歩む姿に繋がり、議会誌の反映にしていたのだと思います。

議会懇談会、子ども議会、災害対策会議など和木町議会で、実施をしている内容もありましたが、高校、大学の学生との交流、議員の育成など、今後実行可能な活動には、議会の活動として取り組んでいきたいと感じた視察研修でした。

以上、総務文教常任委員会の視察と報告といたします。

総務文教常任委員会委員長、上田丈二。

|     |                                      |
|-----|--------------------------------------|
| 議 長 | 続きまして、民生建設常任委員会副委員長 灰岡裕美議員。<br>灰岡議員。 |
|-----|--------------------------------------|

|         |                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 灰 岡 議 員 | 民生建設常任委員会視察研修報告。<br>民生建設常任委員会 3 名は、令和 6 年 1 0 月 1 7 日～1 8 日の 2 日間で、岡山県久米郡久米南町の、久米南町庁舎等複合施設の庁舎建設に至るまでの計画、及び財源等の概要や新庁舎の視察研修をしました。 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

同じく久米郡美咲町では、主に議会の取組みを、自由討議を交え視察研修しました。

久米南町庁舎等複合施設の視察研修では、昭和 47 年に竣工した旧庁舎の課題である設備の老朽化、執務スペース等の狭隘化、バリアフリーへの対応、会議室及び書庫等の不足等を解決する為に、旧庁舎跡地に建設された庁舎の建替えに至るまでの説明を受けました。

久米南町では、10 年前に基金を設置し令和 5 年 11 月に竣工するまで、検討委員会や町民ワークショップ、議会町づくり委員会等で数々の検討を重ね、建設に至った経緯を聞きました。

新庁舎は、木の香りに包まれた明るく広いスペースに、子どもたちの為のマットが敷いてあり、テーブルやイスなどが設置され、手続きを待つ間も苦にならないレイアウトになっていました。

また、役場の窓口が一階に一例にまとめられ、課毎に大きく表示されており、分かりやすい配置になっておりました。

また、多用途に使える広い会議室を設け、議会開催時には議場として開かれており、町民により近くで議会を傍聴していただけるのではないかと思います。二階は住民の方が無料で使用できる会議室が何部屋も設けてありました。

本町の庁舎も、建設から来年で 50 年になります。人口が同規模の本町にとって大変参考になりました。

久米郡美咲町では、美作大学との SDGs パートナシップ包括協定の取組み、メディアミックス構想、議会アンバサダー制度、ペーパーレス議会等の積極的な取組みについて研修しました。

特に、議会町づくり懇談会では、町民 10 名程度のグループの依頼があれば、議員自らが出かけて行き、懇談会を開くとの現状を聞き、参考になりました。

何より「和木町の質問に答えると同時に美咲町も学びたい。」との声があがり、活発な質疑がありました。先進的取組みを取入れている美咲町の議員の皆さんの熱意に触発されました。

以上のとおり、久米南町では新庁舎建設までの取組みを研修し、本町でもバリアフリー化された、町民の皆さんの憩いの場

令和 6 年第 6 回（12 月）定例会  
となる和木町庁舎の建設の際に役立つよう、更に研修を重ねて  
行きたいと思いました。

美咲町では、町民の皆さんの声を聞き、より暮らしやすい和  
木町を築き、地域の活力を上げる為に、民生建設常任委員会一  
同、今回の研修を次のステップにつなげていきたいとの思いを  
新たにいたしました。

以上で報告を終わります。

民生建設常任委員会副委員長、灰岡裕美。

議 長 日程第 1 4 議員の派遣について  
これを議題とします。

議 長 おはかりします。  
議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣  
することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたと  
おり派遣する事に決定しました。

議 長 日程第 1 5 特定事件の付託について  
各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布してあ  
りますとおり、次の定例会まで引き続き、特定事件の調査研究  
を付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、各常任委員会及び議会運営委員会には、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに、決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 おはかりします。  
これで令和 6 年第 6 回和木町議会定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長 異議なしと認めます。

議 長 これをもちまして、令和 6 年第 6 回和木町議会定例会を閉会いたします。  
おつかれさまでした。

閉 会 9 時 3 8 分